

福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市中小企業組織化促進等事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、中小企業者の組合等の設立や運営支援並びに組合等及び団体の健全な発展に資するために必要な事業を行うものを支援することにより、本市産業の高度化と中小企業者の健全な発展及び地域経済の発展を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 組合等 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に定める商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に定める生活衛生同業組合をいう。
- (3) 団体 中小企業者の振興に関する事業を行うことを目的とした法人又は任意団体であつて、次の各号のいずれにも適合するものをいう。
 - ア 規約、会則等の定めがあること。
 - イ 適切な会計処理がされていること。
 - ウ 意思決定が民主的な方法によりおこなわれること。
 - エ 代表者の定めがあり、構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続すること。
 - オ 堅実な事業の遂行能力が十分であると認められること。
- (4) 連合会 二以上の組合等及び団体を会員とする継続的な組織をいい、次の各号のいずれにも適合する法人又は任意団体をいう。
 - ア 規約、会則等の定めがあること。
 - イ 適切な会計処理がされていること。
 - ウ 意思決定が民主的な方法によりおこなわれること。
 - エ 代表者の定めがあり、構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続すること。
 - オ 堅実な事業の遂行能力が十分であると認められること。
 - カ 中小企業者の団体の設立又は運営支援等を行っていること。
 - キ この要綱に定める補助事業の遂行能力が十分であると認められること。
 - ク 福岡市の区域内に主たる事務所又は営業所を有していること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、連合会であつて、市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないものとする。なお、補助金の交付対象者は公募により募集する。

(補助対象事業)

第5条 補助を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、連合会が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 組合等の組織、事業及び経営を支援する事業
(組合等の組織力強化のための講習会及び研修会の開催、巡回相談、窓口相談等)
 - (2) 組合等の設立を支援する事業
(巡回相談、窓口相談等)
 - (3) 組合等の指導者を養成するための事業
(若手経営者・後継者支援のための講習会及び研修会の開催等)
 - (4) 組合等の連携を支援するための事業
(連合会及び組合等に関する全国大会への参加、各種実行委員会への参加等)
 - (5) 組合等の振興に関する調査及び研究をする事業
(先進地視察、研修等による調査及び研究)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
- 2 前項の規定にかかわらず、連合会が当該連合会を構成する組合等若しくは団体又は当該組合等若しくは当該団体以外の組合等若しくは団体と共同で行う事業（以下「共同事業」という。）を補助対象事業とする。
- 3 補助対象事業であっても、次の各号のいずれかに該当する事業には補助を交付しない。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
 - (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められるもの

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 報償費 講師謝礼金等
 - (2) 旅費 講師又は職員の旅行に係る経費等
 - (3) 需用費 印刷消耗品費、物品購入等
 - (4) 役務費 通信運搬費、手数料、広告料、筆耕料、保険料、通訳料等
 - (5) 委託費 研究調査、製作設計等
 - (6) 使用料及び賃借料 自動車借上料、会場借上料、機械器具借上料等
 - (7) 備品購入費
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費
- 2 前項第7号の備品購入費の補助対象経費については、当該経費の10%とする。
- 3 第5条第2項の共同事業を行う場合にあつては、連合会が負担できる当該事業の実施に係る経費は、当該事業費の2分の1未満とする。

(補助対象期間)

第7条 補助の対象期間は、毎年補助対象事業を開始する日から当該年度末までとする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、第6条第1項に定める補助対象経費の2分の1以下（第5条第2項の共同事業にあつては、連合会が負担する経費のうち、補助対象経費の2分の1以下）

とし、予算の範囲内で市長が決定する。

(補助金の交付申請)

第9条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年度市長が指定する日までに、福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付申請書(様式第1号)及び同様式に掲げる関係書類(以下「関係書類」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、提出期限を延長することができる。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は前条の規定により福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付申請書(様式第1号)及び関係書類を受理した後、その内容を審査し補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を行い、福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、すみやかに申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定にあたっては、交付決定を行う年度の4月1日以降に実施される事業で、交付決定の時点において既に継続し、又は完了しているものをその対象とすることができるものとする。

3 市長は前項の決定に条件を付すことができる。

4 市長は、第1項の審査の結果により補助金を交付することが不相当と認めるときは、すみやかに申請者に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 前条第1項の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、同項の決定の内容等に不服があるときは、市長が定める期日までに福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付申請取下書(様式第3号)を提出し、当該申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業計画の変更)

第12条 補助事業者は、第10条第1項の通知を受けた後に、第9条に規定する福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付申請書(様式第1号)及び関係書類の内容を変更しようとするときは、補助事業者は、あらかじめ福岡市中小企業組織化促進等事業補助金変更申請書(様式第4号)及び市長が必要と認める書類を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(調査確認等)

第13条 市長は、補助事業者に対して必要な報告を求め、又は必要な調査若しくは指示を行うことができる。

(事業完了届の提出)

第14条 補助事業者は、当該事業を完了したときは、すみやかに福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付事業完了届(様式第5号)及び関係書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の完了届を受理したときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付

した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（是正のための措置）

第16条 市長は、第13条の規定による調査確認により、交付決定を受けた事業が補助対象事業に適合しないと認めるときは、是正その他必要な措置をとるよう、補助事業者へ指導することができる。

（交付の時期）

第17条 補助金は、第15条の規定による通知を行った後に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の完了前に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。

2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

（決定の取り消し等）

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき。
- (2) 法令もしくはこの要綱に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が交付を行うことを不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第19条 市長は、前条及び次条第3項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて補助事業者に対してその返還を命じなければならない。

（暴力団の排除）

第20条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした補助事業者又はその役員が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員
- (2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者又はその役員が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助事業者に対し役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。